非常用発電機設備設置工事条件付き一般競争入札公告について

この度、当法人において、令和5年度弘前市高齢者施設等防災・減災等事業の補助金を 受け、条件付き一般競争入札により下記のとおり電気工事(非常用発電機設備)を実施し ます。

記

- 1. 競争入札に付する事項
- (1) 事業主体: 社会福祉法人嶽暘会 理事長 三 浦 隆
- (2) 住 所: 弘前市大字一町田字浅井443-1
- (3) 工事名:(別紙参照)
- (4) 施 工 地:(別紙参照)
- (5) 工事概要:(別紙参照)
- (6) 施工形態: 単体企業
- (7) 工 期:契約書取り交わしの日から令和6年9月30日まで

2. 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 弘前市契約規則(平成18年弘前市規則第52号。以下「契約規則」という。)第 2条の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 弘前市指名競争入札参加者等選定規程(平成18年弘前市訓令第19号)第5条第 1項に規定する有資格者名簿において、対象工事毎に定める業種に登録がある者であ り、かつ、級別の格付けがある業種の場合にあっては、当該等級の者であること。
- (4) 弘前市建設業者等指名停止要領(平成18年2月27日施行。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止の措置を公告の日から弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限までの間において受けていないこと。
- (5) 対象工事毎に定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、照査技術者等を配置で きること。
- (6) 対象工事に対応する業種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (7) 契約規則等3条第1項に規定する要件を満たす者であること。
- (8)会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (10) 弘前市に本店、支店または営業所等を有し、弘前市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿の電気工事の工種がA級であること。
- (11)保守・点検サービス部門を有しており、アフターフォローに迅速に対応、報告できること。
- 3. 設計図書の縦覧及び入札執行の日時、場所、入札執行回数
- (1)縦 覧 日 時:令和 6年 5月22日から令和 6年 5月26日まで 午前10時から午後5時まで 於:松山荘会議室 質疑・回答 令和 6年 5月27日までにFAXにて回答
- (2) 入札執行日:令和 6年 6月24日 午前10時 於:松山荘会議室
- (3)入札執行回数:原則として1回を限度とする。

4. 資格審查

入札に参加しようとする者はあらかじめ2に定める資格を有することについて下記の とおり申請書により審査を受けなければならない。

- (1)提出書類:①弘前市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 - ②経営事項審査結果通知書の写し
 - ③施工実績調書(様式第3号)
- (2) 提出期限:令和 6年 5月30日(持参、FAXまたはE-mail)
- (3)提出先:社会福祉法人嶽暘会特別養護老人ホーム松山荘総務課 (弘前市大字一町田字浅井443-1)

電話0172-82-3500 FAX 0172-82-3222

E – m a i l jimu@gakuyokai.jp

5. 保証金

- (1)入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

6. 入札条件

- (1) 弘前市財務規則に定める入札参加者心得書を準用する。
- (2) 入札参加者が1名のときは、入札を行わないこととする。

7. 入札記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考:入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する 金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を 切り捨てた金額である。)

8. 落札者の決定方法

予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申し込みした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、または当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

9. 契約の締結

- (1) 入札日の翌日から7日以内に契約を締結することとする。
- (2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落 札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、弘前市の指名停止の措置を受 けている場合、申請書またはその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかに なったときは、当該請負契約を締結しない。

10. 支払方法

完成引渡後30日以内とする。

- 11. 担当・問い合わせ先
- (1)担 当:社会福祉法人嶽暘会 特別養護老人ホーム松山荘 総務課 今井 貴善
- (2) 連絡先:電話 0172-82-3500 FAX 0172-82-3222

E-mail jimu@gakuyokai,jp

1. 事業所名:グループホームパインの森

工事名	グループホームパインの森 非常用発電機設備設置工事
施工地	弘前市大字一町田字浅井440-2
工事概要	パインの雫・パインの森敷地内への非常用発電機設備設置工事

2. 事業所名:グループホームパインの里

工 事 名	グループホームパインの里 非常用発電機設備設置工事
施工地	弘前市大字国吉字坂本138-10
工事概要	パインハウス弘前敷地内への非常用発電機設備設置工事

3. 事業所名:グループホームパインの街

工事名	グループホームパインの街 非常用発電機設備設置工事
施工地	弘前市大字原ケ平字山元118-1
工事概要	パインハウス城南敷地内への非常用発電機設備設置工事

4. 事業所名:グループホームピノッ郷

工事名	グループホームピノッ郷 非常用発電機設備設置工事
施工地	弘前市大字五代字田屋敷 2 4 0 - 1
工事概要	ピノカーサ岩木敷地内への非常用発電機設備設置工事